一者応札、応募に係る改善方策について

平成21年7月31日 独立行政法人 国立青少年教育振興機構

独立行政法人国立青少年教育振興機構では、随意契約見直し計画の推進により、従来 競争性のない随意契約を行ってきたものについて一般競争入札等の競争性のある契約 方式への移行を推進してきたところである。

一方で、一般競争入札や企画競争を実施した結果、一者応札、一者応募となっている 事例が散見される事態となっており、本機構としてもこうした事態を回避し実質的な競 争性を確保するため、以下のとおり改善方策を定めて取り組むこととする。

1. 改善方策

(1) 公告期間の十分な確保

現在、国の規則に準じて休日を含めて10日以上としている公告期間を確保しているが、過去に一者応札、一者応募となった契約については、原則として20日以上の公告期間を確保することとする。

(2) 入札説明書等のホームページへの掲載

現在、入札公告のみホームページに掲載しているが、入札説明書等についてもホームページで閲覧可能とし、競争参加手続きの効率化に努めることとする。

(3) 仕様書の見直し

契約に係る仕様書を作成する際には、以下の点に留意することとする。

- ① 特殊な仕様となっているものであっても、代替可能な市販品がないか市場 調査に努め、できる限り互換性のあるものとする。
- ② 納入後に改造、保守等を行う場合の仕様書に反映できるよう、納入業者からできる限り設計図書やソースプログラム等のドキュメントを提出させることとし、著作権についても国立青少年教育振興機構に帰属することを契約書類に明記することとする。
- ③ 競争を事実上制限することのないよう、性能・機能はできる限り具体的で分かりやすいものとする。

(4) 業務等準備時間の十分な確保

一者応札、応募となっている契約については、業務等の内容に応じ、①契約(落 札決定)後の準備期間をよく考慮したうえで契約期間等を設定し、また②年度当 初から業務等が開始されるものについては、落札決定から業務等開始までに十分 な期間を設けられるよう入札実施時期を設定することにより、それぞれ新規参入 を促すこととする。

2. フォローアップ

一者応札、一者応募となっている案件については、今後とも具体的な問題点を把握・ 分析し、その改善を講じていくこととする。